

石狩市自動証明写真機設置事業者募集要項

石狩市環境市民部市民課

電話：0133-72-3165（市民課）

F A X：0133-75-2271

自動証明写真機設置事業者募集に係る 申込みから契約締結までのスケジュール

1. 入札参加申込書等の提出

令和4年3月2日（水）から令和4年3月16日（水）の午前9時から
午後5時まで（閉庁日を除く）

2. 入札の執行

日時 令和4年3月23日（水）午前10時
場所 石狩市役所 3F 301会議室

3. 賃貸借契約の締結

令和4年3月下旬

4. 自動証明写真機の設置

令和4年3月31日（木）まで

5. 自動証明写真機の運用開始

令和4年4月1日（金）から

石狩市自動証明写真機設置事業者募集要項

自動証明写真機の設置事業者を募集しますので、入札に参加される方は、この募集要項によりお申込みください。

1 募集内容

(1) 件名

自動証明写真機設置に関する石狩市公有財産の貸付

(2) 貸付物件の表示

建物名称及び所在	貸付箇所	貸付面積	最低貸付価格 (年間)
石狩市役所 石狩市花川北6条1丁目30番地2	市役所庁舎 1階	1.82㎡	20,477円

2 契約にあたっての主な条件

(1) 契約の内容

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで（5年間）

(3) 貸付物件の用途指定

自動証明写真機設置及び運用の用途に供すること

(4) 貸付料

貸付料は、入札金額に契約年数を乗じ、さらに消費税相当額を加算した金額（入札金額×契約年数+消費税相当額）となります。

※消費税率の改定により、貸付料の変更契約を締結する場合があります。

3 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年6月27日条例第20号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当又は関係していない

こと。

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (5) 本募集申込書の提出期間の最終日から入札日までの間において、石狩市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本要項記載の貸し付け条件及び法令等を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有するものであること。
- (8) 自動証明写真機の設置業務において、令和2年4月1日から令和4年3月1日までの間に管理及び運営実績を有していること。

4 入札の参加申込

(1) 申込受付期間

令和4年3月2日（水）から令和4年3月16日（水）までの平日午前9時から午後5時まで

(2) 申込書の提出先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市環境市民部市民課（石狩市役所1階）

(3) 応募方法

郵送又は直接持参してください。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、受付期間中に到着したものに限り受付します。郵送事故等については提出者の責とし、申込を受付することはできませんので、ご了承ください。

(4) 申込に必要な書類

入札に参加申込をされる方は、応募資格要件の審査のため、一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する書類を提出してください。なお、登記簿と各証明書は、いずれも発行後3ヶ月以内のもの（複写も可）に限ります。

ア 申込者が法人の場合

- 1) 参加申込書（別記第1号様式）
- 2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 3) 印鑑証明書
- 4) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明用）

- 5) 市税の納税証明書（事業所のある市町村が発行した法人市民税で、申込時点で終了している直近の事業年度のもの）
 - 6) 財務諸表の写し（直前2ヶ年分）
 - 7) 自動証明写真機設置実績（石狩管内）
 - 8) 設置を希望する自動証明写真機のカタログ
- イ 申込者が個人の場合
- 1) 参加申込書（別記第1号様式）
 - 2) 印鑑登録証明書
 - 3) 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明用）
 - 4) 市税の納税証明書（住所のある市町村が発行した個人市民税で令和3年度のもの）
 - 5) 破産者でないことの証明書
 - 6) 設置を希望する自動証明写真機のカタログ
- (5) 審査結果
- 入札参加資格審査の結果については、令和4年3月18日（金）までに、申請者あて結果を書面にて発送します。

5 入札及び開札の日時、場所

- (1) 日時 令和4年3月23日（水） 午前10時
- (2) 場所 石狩市役所 3階 301会議室

6 入札保証金

- (1) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の率を乗じて得た額を納付してください。
- (2) 入札保証金の納付
入札開始前までに納めてください。
- (3) 入札保証金の還付
納付していただいた入札保証金は、落札されなかった方については入札終了後に還付します。落札された方については、契約が確定した後に還付します。なお、還付金は口座振込みとなりますので、指定の口座登録用紙に記入のうえ、事前に提出してください。

7 入札の手続

- (1) 入札方法
ア 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受付しません。

イ 所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封書にして入札箱に投函してください。

なお、代理人が入札する場合は、委任状（別記第4号様式）が必要となります。

ウ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する金額を加算しない額）を記載してください。なお、「1募集内容（2）貸付物件の表示」に記載した最低貸付価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まれていません。また、最低貸付価格に達しない価格による入札は無効とします。

(2) 入札時に持参していただく書類

ア 入札書（別記第2号様式）

イ 委任状（別記第3号様式） ※代理人が入札に参加する場合

(3) 無効となる入札

ア 入札者（代理人）の記名押印がなされていない入札書を提出した入札

イ 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札

ウ 記載事項漏れ、誤記入等により内容が確認できないような入札書を提出した入札

エ 鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

オ 入札者（代理人）が、2通以上の入札書を提出したときの入札

カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人として入札したときの入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

入札書投入完了後、直ちに開札を行い、入札者及び立会人の面前で、氏名・価格を読み上げて公表し、落札者を決定します。

(5) 辞退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届（別記第4号様式）を提出することにより、入札を辞退することができます。

8 落札者の決定

(1) 開札の結果、最低貸付価格（年額）以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち、最高価格（年額）の入札を行った方を落札者とします。

(2) 開札の結果、最高価格（年額）の入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

(3) 次のいずれかに該当する落札は無効とし、入札価格の高いほうの順に落札者を決定します。

- ア 落札した後に参加資格がないことが明らかになったとき
- イ 落札者が契約の締結を辞退したとき
- ウ 指定した期日までに契約を締結しないとき
- エ 入札に不正行為があったと認められるとき
- オ 法令等に違反する事項が生じたとき

9 契約締結の手続き

(1) 契約条項

別紙「公有財産賃貸借契約書（自動証明写真機設置）（案）」を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

10 その他

(1) 事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 本募集は、本募集要項に定めるもののほか、石狩市契約規則（平成8年3月28日規則第11号）その他関係法令等に定めるところにより実施します。

(3) 入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。

11 募集に関する問合せ先

石狩市環境市民部市民課

電話（0133）72-3111（代表） 内線101

担当：坂下